

# 春日井市特定健康診査等実施計画（第2期）

【概 要 版】

平成25年4月



## 春日井市特定健康診査等実施計画（第2期）の概要

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高確法」という。）に基づき、国民健康保険などの保険者は、糖尿病等の生活習慣病を予防し、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させることを目的として、特定健康診査・特定保健指導の実施及びその実施計画の策定が義務付けられ、また保険者ごとに定める目標に対し、その達成率が評価されることとなりました。

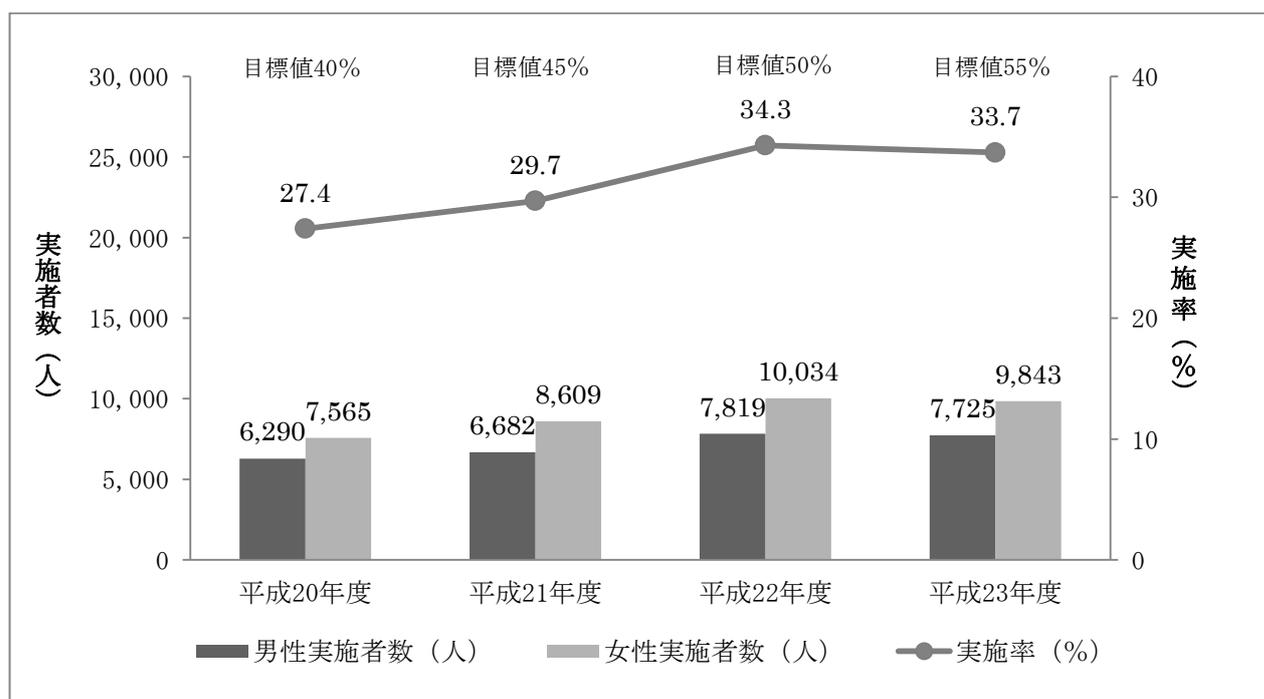
第1期実施計画は、目標年度を平成24年度としていることから、新たに第2期の実施計画を策定するものです。

### 1 現 状

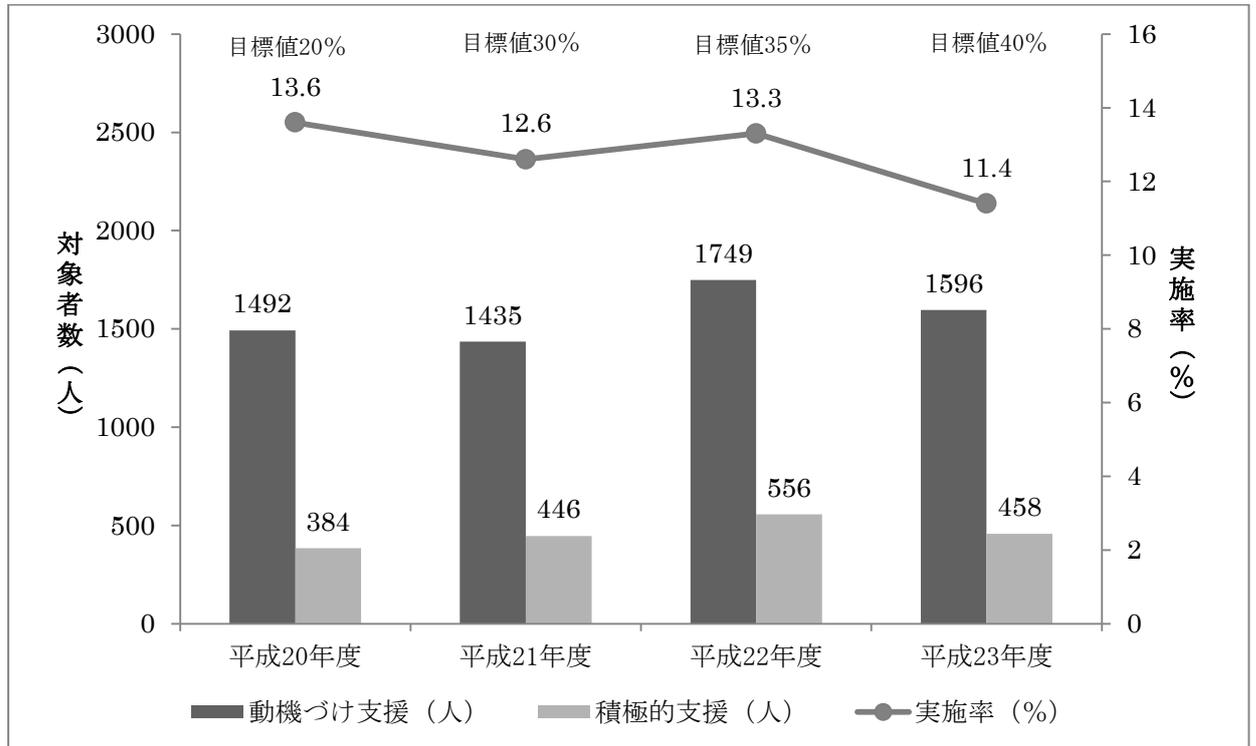
本市では、実施計画（第1期）に掲げる特定健康診査・特定保健指導の達成目標に向けて、受診率の向上と生活習慣病の重症化予防に積極的に取り組んできましたが、平成23年度の特定健康診査実施率は目標値の55%に対し33.7%、特定保健指導の実施率は目標値の40%に対し11.4%と、いずれも目標値とは差がある状況になっています。

#### (1) 実施率（法定報告値）

特定健診実施者数と実施率の推移



## 特定保健指導対象者数と実施率の推移



## (2) 現状分析

### 【低迷要因】

- 40、50歳代の男性被保険者の特定健康診査実施率の伸び悩み
- 事業主健康診断等、他の健康診査からの受診結果取得の伸び悩み

### 【今後の課題】

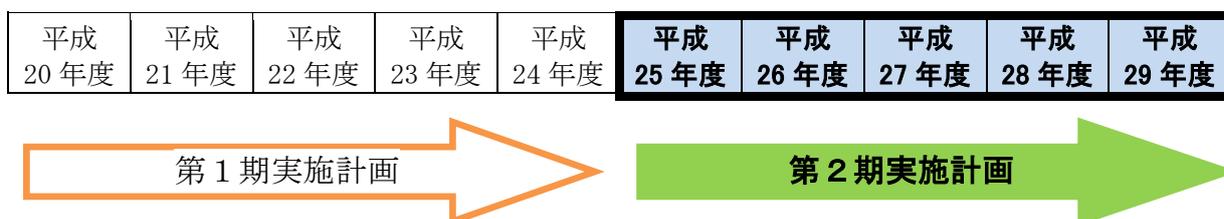
- 肥満（腹囲・BMI）のない特定保健指導非対象者への保健指導
- 生活習慣病のうち、継続して高額な医療費を生む糖尿病性腎症等の抑制
- 生活習慣病の予防啓発及び、重症化予防

## 2 特定健康診査等実施計画（第2期）の考え方

特定健康診査等実施計画（第1期）の実施状況から分析される低迷要因や今後の課題を踏まえた上で、実施計画（第2期）を策定します。

### (1) 計画の期間及び目標

【計画期間】平成25年度～29年度（5年間）



【平成29年度目標実施率】

特定健診実施率 50%

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施予定数	20,044	21,754	24,118	26,207	28,173
実施率	35%	38%	42%	46%	50%

特定保健指導実施率 40%

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施予定数	動機づけ	721	945	1,252	1,653	2,066
	積極的	209	315	433	507	596
	計	930	1,260	1,685	2,160	2,662
実施率		20%	25%	30%	35%	40%

(2) 今後の基本的な方向性

- 第1期の基本的な枠組みを維持し、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を行うことにより、生活習慣病の予防及び医療費の適正化を目指す。
- 特定健康診査・特定保健指導の実施率の更なる向上に取り組む。
- 医療費分析や健診結果分析等のエビデンス（科学的根拠）を蓄積し、毎年度効果の検証に取り組み、必要に応じて運用の改善を行う。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、高確法に基づき、高齢期における適切な医療の確保を図るため、愛知県医療費適正化計画等と十分な整合を図り健康診査等の実施に関する措置を講ずるもので、「新かすがい健康プラン21」の趣旨に則り、その計画理念の一つとして掲げる「一次予防・二次予防を重視した生活習慣病対策」の推進に向け、関連計画との整合を図りながら、生活習慣病を中心とした疾病予防を推進するものである。

